

【イギリス】2016年チャリティ（保護及び社会的投資）法

海外立法情報課 田村 祐子

* 2016年3月16日、チャリティによる不正の防止と行き過ぎた寄付金募集の抑制を目的とし、チャリティ監督機関の権限強化等を定めた「2016年チャリティ（保護及び社会的投資）法（Charities (Protection and Social Investment) Act 2016）」が成立した。

1 イギリスのチャリティをめぐる近年の状況

イギリスにおけるチャリティ（注1）は、長年の伝統があるだけでなく、2015年の寄付金額がGDPの約5%に当たる700億ポンド（注2）に上るなど、今日においても社会的に大きな役割を担っている。近年の立法動向としては、2006年に17世紀初頭の公益ユース法（The Charitable Uses Act）の流れをくむ2006年チャリティ法（Charities Act 2006, c.50）がチャリティに関する基本法として制定され、その後、2006年チャリティ法と他の関連法を統合した2011年チャリティ法（Charities Act 2011, c.25）（以下「2011年法」）が成立して以降は、2011年法が基本法と位置付けられてきた。

2013年以降、脱税やマネーロンダリングなど、チャリティによる不祥事が相次いで発覚した。チャリティ関連機関として、チャリティの活動を認可、監督する機能を持つチャリティ委員会があるが、会計検査院や国会は、このチャリティ委員会の機能不全に対して厳しい批判を向けてきた。他方、チャリティの寄付金募集について、2015年、高齢者や社会的弱者が複数のチャリティからの行き過ぎた寄付の募り方に心理的圧迫を受けた事例が報道され、過度な募集や寄付者に関する個人情報の管理のずさんさが問題視されていた。

2015年5月28日、こうした背景の下に上院に提出されたチャリティ（保護及び社会的投資）法案は、2016年1月26日に下院を通過し、3月16日、女王の裁可を受け、「2016年チャリティ（保護及び社会的投資）法」（注3）として制定された。同法は、2006年の改正法や2011年法に見られた、チャリティの発展を後押しするような制度・環境の整備の方向性とは異なり、チャリティに対して規制を強化する内容となっている。

2 2016年チャリティ（保護及び社会的投資）法の主な規定

2016年チャリティ（保護及び社会的投資）法（以下「2016年法」）は、主として2011年法を改正するものである。チャリティによる不正の防止及び行き過ぎた寄付金募集の抑制を目的として、チャリティ委員会の権限強化等を規定しており、全17か条で構成される。以下、同法の主な規定を紹介する。

(1) チャリティ監督機関の権限強化（第1条から第12条まで）

第1条から第8条までは、規制強化のためにチャリティ委員会に付与される新たな権限について規定し、第9条から第12条までは、チャリティ委員会がチャリティの理事等を不適任と判定(disqualification)できる条件や期間を定めている。

第1条では、チャリティに信託（注4）違反、義務違反（breach of trust or duty）、又はチ

チャリティの不正な経営管理 (misconduct or mismanagement) があった場合に、チャリティ委員会が当該チャリティに対して「公的警告 (official warning)」を発することができる新たな権限を規定した。これにより、比較的軽微な不祥事 (注 5) に対し迅速かつ効果的に警告の通知を発することができることとなった。この警告通知に対し、適切な対応を採らなかった場合には、チャリティ委員会は、報告要請や、より厳しい制裁措置を採ることができるようになる。例えば 2016 年法第 2 条では、最長 2 年の業務停止処分をチャリティに下す権限をチャリティ委員会に与えている。なお、警告を受けた者は、警告の通知で定める期限内であれば警告内容について異議申立てを行うことができる。

チャリティの理事等を不適任と判定できる条件について、これまでは 2011 年法第 178 条において、例えば詐欺で実刑判決を受けた者など、ある事由に該当する者を不適任と判定できると規定していた。2016 年法第 9 条は、同条を改正し、2008 年反テロリズム法に定義されるテロ犯罪、2002 年犯罪手続法に定義されるマネーロンダリング罪及び 2010 年贈収賄法に定義される贈収賄罪を犯した者等を加え、対象範囲を拡げた。2016 年法第 10 条は、チャリティ理事及び上級管理職にある者を不適任と判定する命令を出す権限をチャリティ委員会に与える規定である。さらに同条では、この命令は、15 年を超えない範囲で不適任とされる期間を示さなければならないと規定した。また、これまでチャリティ委員会は 2011 年法第 182 条に基づいて、チャリティ委員会又は高等法院によって解任された個人の情報を一般公開する義務があったが、2016 年法第 11 条では不適任と判定された個人の情報についても一般公開することと規定した。

(2) 行き過ぎた寄付金募集の抑制 (第 13 条及び第 14 条)

行き過ぎた寄付金募集に関しては、第 13 条及び第 14 条に定められている。第 13 条はチャリティの義務について定めるもので、チャリティはチャリティ委員会に提出する年次報告書において高齢者や社会的弱者に対し①個人のプライバシーへの不合理な立入り、②不合理で執拗な寄付金の取立て、③資産を寄付するよう過度なプレッシャーを与えることを防ぐために講じた対策を記載しなければならないと規定された。

第 14 条では、寄付金募集の基準の策定や市民の苦情等に対処すること等を目的とした新たな機関の設置を定める。これは政府の要請を受けて全国ボランティア団体協議会のスチュワート・エザリントン理事長が作成した報告書の提言に基づくもので、この規定に基づき、2016 年 7 月に「寄付金募集規制機関 (Fundraising Regulator)」が新設された。

注 (インターネット情報は 2017 年 1 月 20 日現在である。)

- (1) 公益事業及びそれを実施する団体等の総称。本稿では、2011 年チャリティ法第 1 条に定める定義に従い、「(a)専らチャリティの目的のために設立された組織、かつ(b)高等法院の裁判権が及ぶ範囲 (すなわち、イングランド及びウェールズ) にチャリティの管轄権が存在する組織」を指す。
- (2) 1 ポンドは約 134 円 (平成 29 年 1 月分報告省令レート)。
- (3) Charities (Protection and Social Investment) Act 2016, c.4. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/4/contents>>
- (4) チャリティ、寄付者及び受益者の間で定める信託条項。
- (5) 公的警告の対象となる具体例として、チャリティの関連会社への又はチャリティの理事に利益が出るような、不正給与をチャリティが支給した場合、チャリティの運営規約に定められた規定 (年次総会への不参加や役員選出の選挙を開催しない等) に違反した場合等が挙げられている。なお、政府作成の説明資料では、これらを「比較的軽微な (relatively low)」不祥事と表現している。